

# 令和7年度 宇城市地域包括支援センター運営方針

(宇城市福祉部高齢介護課)

## 1. 方針策定の趣旨

この「宇城市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定する。

## 2. 地域包括支援センターの目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46）

## 3. 市の責務

市は、法第115条の46の目的を達成するため、センターにおいて適切に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとし、その設置の責任主体として、センターの運営に関与する。

また、市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

## 4. 運営上の基本的視点

### (1) 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政に一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターは、センターの運営費用が市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

### (2) 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関である

ため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う必要があり、そのため、運営協議会をはじめ様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらをセンターの活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む。

### (3) 「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を作り上げ、センターの業務全体を「チーム」として支える。

また、センター内にとどまることなく、地域のなかに積極的に入って問題の発見に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、民生委員など地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図りながら活動する。

## 5. 業務推進の基本的指針

### (1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し特色のある創意工夫した事業運営に努める。事業計画は、センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定し、その内容について運営協議会が審議し承認を行う。

### (2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者などの多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置する。

### (3) 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

### (4) 行政機関等との連携

センターの業務は多岐にわたり、市の関係部署や社会福祉協議会等と密接に関係している。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、県等が主催する会議や研修に参加し、職員一人一人が自己研鑽を積むとともに、地域課題の解決に努める。

### (5) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活上の安全、安心、健康を確保するための医療や介護、介護予防のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援が適切に提供できるよ

う地域包括ケアシステムの構築を推進している。

センターは、この中心となってサービス利用のコーディネートを行うほか、民生委員、地域住民、医療機関、介護保険事業者などの協力を得て、ネットワークの充実に努める。

(6) 個人情報の保護

センターが有する高齢者等の個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に洩れることのないように管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

(7) 相談窓口の設置

センターは、高齢者等の相談に対応できるよう24時間365日の相談窓口を設置する。

(8) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

## 6. 業務内容

センターは、地域支援事業の中の包括的支援事業として、第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

(1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

ア 目的

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、介護予防及び日常生活支援のため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。

イ 業務内容

対象者が、今後どのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援する。

①課題分析（アセスメント）→ ②目標の設定 → ③必要に応じたケアプランの作成 → ④モニタリングの実施 → ⑤評価

ケアプランでは、対象者自身による取組、家族や地域住民等による支援等を積極的に位置づけるとともに、ボランティアや地域活動組織の育成・支援等を実施する一般介護予防事業と十分に連携し、地域における社会資源の活用に努める。

(2) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア 目的

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 地域におけるネットワークの構築

センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る。

(イ) 実態把握

(ア) で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるよう留意するものとする。

(ウ) 総合相談支援

① 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

② 継続的・専門的な相談支援

①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

### (3) 権利擁護業務（法第115条の4第2項第2号）

#### ア 目的

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

#### イ 事業内容

##### (ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

##### (イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

##### (ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。

##### (エ) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

##### (オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、

消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第3号）

ア 目的

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの構築

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図る。

(ウ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。

また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じてセンターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

(エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、センターの各

専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## 7. その他の業務

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

### (2) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを推進する。センターは社会福祉協議会とともに協力しながら事業を展開し充実させていく。

### (3) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し認知症の人や家族に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進する。

### (4) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項）

センターは、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の多様な関係者が協働し介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的として、個別ケースを検討する地域ケア個別会議を実施する。また、地域ケア圏域会議を必要に応じて、実施し、地域課題等の解決を図るための地域ネットワークの構築を行っていく。

### (5) 地域型認知症予防教室（一般介護予防事業）（法第115条の第1項第2号及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号））

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域型認知症予防教室の実施と運営支援やサポーターの調整を行う。あわせて認知症になる前の段階からセンター職員がリスク者を把握し、早期発見・早期対応を行うことで認知症対策を実施する。